

京田辺市告示第129号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、
令和7年度市府民税（特別徴収）の督促状を下記のとおり公示送達する。

令和8年6月9日

京田辺市長 上村 崇



記

1 送達する書類

令和7年度市府民税（特別徴収）第11期督促状

2 送達を受ける者

別紙公示送達者一覧のとおり

3 備考

書類については、京田辺市市民部税務課に保管してありますので、京田辺市役所に来庁のうえ、受領してください。

（注意）

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和7年度市府民税（特別徴収）第11期督促状 公示送達者一覧

氏名

キンゲン合同会社